

住民税非課税世帯等 物価高騰対策給付金

物価高騰による負担増を踏まえて、
家計への影響が大きい住民税非課税世帯や、
家計急変世帯を支援する給付金が支給されます。

【別表】住民税均等割非課税相当限度額

扶養する親族の数	非課税相当限度額	
	給与収入額ベース	所得額ベース
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,683,999円	1,108,000円
3人	2,099,999円	1,388,000円
4人	2,499,999円	1,668,000円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合 (右欄の額を超える場合は、上欄を適用)	2,043,999円	1,350,000円

支給額

1世帯につき3万円

支給対象世帯

次のいずれかに当てはまる世帯

住民税非課税世帯

基準日の令和5年6月1日時点で旭市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯。

※被扶養世帯(住民税が課税されている子や親などに扶養されている世帯)でも給付の対象になります。

家計急変世帯

予期せず令和5年1月から令和5年9月までの間に、世帯全員の収入が急変し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表に示す額以下になる世帯。

申請手続き

※いずれに該当する場合も、支給は1世帯につき1回限り。

令和5年度住民税非課税世帯で、世帯全員が旭市で税の申告を済ませた支給対象世帯には、7月中旬に確認書が届きます。

確認書が届いたら、必要事項を記入し、同封している返信用封筒で送付してください。

同一世帯に未申告の人や、令和5年1月2日以降に転入した人がある世帯など、住民税非課税世帯で確認書が届いていない世帯や、家計急変世帯に該当する世帯は、申請の手続きが必要です。申請に関することや不明な点など、くわしくは問い合わせてください。

確認書の返送期限

10月2日(月) ※消印有効。

申請書の提出期間

7月10日(月)～10月2日(月) ※消印有効。

申請書の配布先

市役所、海上庁舎、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、千潟公民館、旭市社会福祉協議会の窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

提出方法

申請窓口の混雑緩和のため、郵送による書類提出にご協力ください。

郵送する場合／〒289-2595 旭市二の2132 住民

税非課税世帯等物価高騰対策給付金担当窓口

持参する場合／市役所1階 歴史を学ぶ場

※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時。

申し込み・問い合わせ先

住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金担当窓口(社会福祉課 社会班内)

☎62・5376

小・中学生などの保護者を支援～学校給食費免除～

物価高騰の影響を受ける小・中学生の保護者を支援します。

市内小・中学校に在学する子を養育する保護者

市内小・中学校の学校給食費を8か月間無償化します。

無償化する額(月額)／小学生4,190円、中学生4,720円

無償化する期間／令和5年7月分、9月分～令和6年3月分

申し込み方法／無償化のための手続きは不要です。

問い合わせ先／教育総務課給食班(☎62-0366)

市外の小・中学校や特別支援学校に在学する子を養育する保護者

旭市の学校給食費相当額を支給上限額の範囲内で支給します。

対象／次の全てに該当する人

- 基準日の令和5年6月1日時点で市内に在住している。
- 市外の小・中学校や特別支援学校に在学する平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童生徒を養育している。

支給上限額(月額)／小学生4,190円、中学生4,720円

支給期間／令和5年7月、9月～令和6年3月

申し込み方法／対象者には、7月上旬に申請書兼請求書が届きます。

8月18日(金)までに必要事項を記入し、提出してください。

申し込み・問い合わせ先／教育総務課総務班(☎85-8617)